

令和5年度東京都立大崎高等学校全日制課程管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立大崎高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

副校長は、校長を助け、校務を整理し、校長の命を受け所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、上司の命を受け、担当する校務を統括処理する。
- 2 主幹教諭は、担当する校務に関する事項について、副校長を補佐し、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長及び課長代理（第十二条の二、第十二条の四2及び3）

- 1 経営企画室に経営企画室長とは別に、課長代理を置くことができる。（第十二条の二）
- 2 経営企画室長は、校長の命を受け、室の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、校長を補佐し、室の事務の執行状況につき随時文書又は口頭を持って校長に報告するものとする。（第一二条の四の2）
- 3 課長代理は、上司の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、上司を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって上司に報告するものとする。（第一二条の四の3）

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教務部、生活指導部、進路指導部、総務部を置く。
各部の所掌事項は別表1のとおりとする。

2 学年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

3 教科

- (1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報
- (2) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報に教科主任を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

7 委員会

施設・校舎改築委員会、教育課程検討委員会、パソコン委員会、防災委員会、労働安全衛生委員会、留学審査・受入検討・留学生委員会、OSC 委員会、学カスタンダード推進委員会、特進クラス委員会、学校保健委員会、図書館運営委員会、省エネ委員会、国際交流委員会、入学選抜委員会、教科書選定委員会、学校安全委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム、探究委員会を置く。各委員会の所掌事項は、別表2のとおりとする。

8 学校運営連絡協議会・学校評価委員会

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

12 校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、総務部主任、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、1学年主任、2学年主任、3学年主任とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

4 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

(1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。

(2) 「年間授業計画」に関すること。

(3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。

(4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。

(5) 定期考査及び学習評価に関すること。

(6) 教科書選定に関すること。

(7) 教務部との連絡・調整に関すること。

(8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。

(9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。そのほかに、教科指導上の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加える。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 学校運営連絡協議会

1 名称

この会の名称を「都立大崎高等学校学校運営連絡協議会（全日制課程）」とする。

2 目的、組織、運営等

この会は「都立大崎高等学校学校運営連絡協議会」設置要綱（全日制課程）（資料1）に基づいて運営する。

第15 分掌組織図

分掌組織は、別表3のとおりとする。

第16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第17 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

- 附 則 この規程は、平成11年1月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第9の1関係）

| 部 名 | 所掌事項 |
|-----------|--|
| 教 務 部 | 教育課程の編成及び実施、教科書・教材の取扱い、図書及び図書館の管理等教務に関することを所掌する。 |
| 生 活 指 導 部 | 生活指導計画の立案及び実施、生活指導に関する資料の整備に関することを所掌する。また、保健計画の立案及び実施、生徒の健康管理等生活指導に関することを所掌する。 |
| 進 路 指 導 部 | 進路指導計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理等進路指導に関することを所掌する。 |
| 総 務 部 | 学校行事・PTA関係行事の立案及び実施等庶務的事項並びに視聴覚機器に関する指導計画の立案及び実施等の事項を所掌する。 |

別表2 (第9の7関係)

| 委員 会 名 | 所掌事項 | 構成委員名 |
|-----------------------|---|--|
| 施設・校舎改築委員会 | 学校施設・校舎改築に関する立案及び実施、調整等を所掌する。 | 校長、副校長、経営企画室長 生活指導主任、総務主任、体育科 主任 |
| 教育課程検討委員会 | 教育課程編成に関する立案及び実施・検討、調整等を所掌する。 | 校長、副校長、教務主任、教務 2 名、各科主任(国語、社会、数学、 理科、英語、体育、芸術、家庭、 情報) |
| パソコン・HP 委員会 | パソコンに関する指導計画の立案及び実施、パソコン教 室の管理等を所掌する。 ホームページの管理・運営等を所掌する。 | 校長、副校長、経営企画室長、 企画室 1 名 情報処理管理者、 教務 1 名、総務 1 名 |
| 防災管理・防災対策委 員会 | 防災・防火に関する管理と対策の立案及び実施の調整等 を所掌する。 | 校長、副校長、経営企画室長、 企画室 1 名、総務主任、生活指導 主任(責任者) 防災部顧問 ◇学年から 1 年 2 名、2 年 2 名、3 年 2 名 |
| 労働安全衛生委員会 | 教職員の健康・安全に関する立案及び実施の調整等を所 掌する。 | 校長、副校長、経営企画室長、 教員 2 名、産業医、 |
| 留学審査・受入検討・ 留学生委員会 | 生徒の留学に関する審査、外国人留学生の受入に関する 検討、並びに受入留学生に関する指導等を所掌する。 | 校長、副校長、教務主任、教務 1 名、英語科 1 名、受入学年主任 |
| OSC委員会・学校い じめ対策委員会 | 校内のカウンセラー・専門実習生の活用促進及び運営を 所掌する。また、学校内のいじめ問題に対し、教職員及 びスクールカウンセラー等や専門的な知識を有する者 と連携を図り校内のいじめ対策を所掌する。 | 校長、副校長 保健部担当 養護教諭、生活指導 1 名 1 年 1 名、2 年 1 名、3 年 1 名 スクールカウンセラー |
| 学力向上委員会 | 学力向上開拓推進事業について、企画・推進・まとめ・ 校内研修を所掌する。 | 校長 副校長、進路指導担当者 国語、社会 数学、理科、英語よ り各 1 名 |
| 特進クラス委員会 | 特進クラスの設置方法を検討し、指導方針を定め、3 年 間の計画を推進する。また、各教科の実施管理を図る。 | 校長、副校長 進路指導主任、学年主任、特進ク ラス担任 |
| 学校保健委員会 | 学校医はじめ関係諸機関の専門家より生徒の健康の保 持・増進について検討し、方策を講ずることを所掌する。 | 校長、副校長、経営企画室長 保健部担当、養護教諭 学校医・歯科医・薬剤師 |
| 図書館運営委員会 | 次の事項を所掌する。 図書館管理運営のうち運営方針・年間運営計画に関する こと。 図書館管理運営のうち予算・施設全般に関すること。 図書館運営のうち利用指導計画及び生徒指導に関する こと。 | 校長、副校長、経営企画室長、 企画室 1 名、 司書教諭兼責任者、教諭 2 名 |
| 省エネ委員会 | 施設・設備を活用するにあたり、電気、水道等エネルギ ーを効果的に活用し省エネを図ることを所掌する。 | 校長、副校長、経営企画室長、 企画室 1 名、主幹教諭 3 名 |
| 国際交流委員会 | 諸外国の実情についての学習、異文化理解・体験の実施、 海外体験(語学研修)、国際交流等を通して、次世代の 生徒を育成することを所掌とする。 | 校長、副校長、室長、企画室 1 名 英語科 1 名(責任者) 教諭 3 名 |
| 入学者選抜委員会 | 大崎高等学校の推薦入試、学力検査及び補欠募集に関す る実施、調整等を所掌する。 | 校長、副校長、教務主任、 教務担当、総務担当、国語科 |
| 教科書選定委員会 | 大崎高等学校の教科書選定に関する調整・管理・運営等 を所掌する。 | 校長、副校長 教務主任、教務 2 名 各科主任(国語、社会、数学、理 科、英語、体育、芸術、家庭、情 報) |

| | | |
|---------------|--|---|
| 防災教育推進委員会 | 学校及び近隣地域における防災教育に対し、近隣地域、消防署、警察署、水道局及び品川区と連携を図り学校の防災教育を所掌する。 | 校長、副校長 生活指導主任、総務主任、 防災部顧問 PTA 会長、品川区防災課長、荏原消防署戸越出張所長、荏原警察警備課長、戸越五丁目町会長 |
| 学校運営連絡協議会 | 本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。 | 校長、副校長、経営企画室長、 教務主任、総務主任、生活指導主任、 進路指導主任 各学年主任 |
| 学校サポートチーム | いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けて学校の取組について助言・支援することを所掌する。 | 学校運営連絡協議会で兼任 |
| 学校安全委員会 | 警察・消防等の関係機関と連携して、生徒の健全育成及び安全確保のための指導体制の確立、非常時の対応体制等、学校の安全に関することを所掌する。 | 校長、副校長、経営企画室長、 総務主任、生活指導主任、 生活指導副主任 |
| 探究委員会 | 総合的な探究の時間に関する立案・検討・調整等をする。 | 校長、副校長、進路 1 名、教務 1 名、1 年 1 名、2 年 1 名、3 年 1 名 |
| 110 周年記念式典委員会 | 110 周年記念式典の企画・運営、記念誌の制作・発行、祝賀会等、周年行事に関わる業務 | 校長、副校長、経営企画室長、 生活指導主任、総務主任、教務主任、 進路指導主任、PTA 会長、同窓会会長 |

別表3 (第15関係)

